



議案第十号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に關する条例の一部改正
について

次のとおり財産区管理委員の報酬及び費用弁償に關する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年參月廿參日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十五年三朝町条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一小鹿財産区の項中「日額五〇〇〇円」を「年額一五〇〇〇円」に改め、同表三朝財産区の項中「四四〇〇円」を「四六〇〇円」に、「三六〇〇円」を「三八〇〇円」に改め、同表竹田財産区の項中「一二〇〇〇〇円」を「一五〇〇〇〇円」に、「一〇五〇〇〇円」を「一二〇〇〇〇円」に、「一〇〇〇〇〇円」を「一〇五〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。